

# ごかの お知らせ

No.549

役場の代表電話は☎(84)1111です

## い おしらせ

### 五霞町結婚支援事業 「結婚支援員」を募集します

町では結婚を希望する方に出会いの場を提供し結婚に至るまでの支援をすることで、町の少子化対策と人口減少対策に繋がっていきたくと考えています。

そこで結婚に向かうまでの様々なサポートを行っていたただける「結婚支援員」を募集します。

#### ○結婚支援員の役割

- ・結婚希望者の情報収集及び情報提供に関すること
- ・結婚相手の紹介及び結婚希望者同士の対面に関すること

・結婚に関する相談及び啓発に  
関すること

#### ○結婚支援員の任期

令和3年8月1日～  
令和5年7月31日

#### ○募集要項

- 次のすべてに該当する方
- ・30歳以上の既婚者
- ・町内在住または町内企業に勤務している方
- ・反社会的勢力の関係者でない方

・結婚相談業を生業としていない方

○募集人員 20名以内

○募集期限 6月30日(水)

#### ○応募方法

町民税務課に備え付けの応募用紙または町公式ホームページから応募用紙を印刷し、町民税務課まで応募ください。郵便の場合は、当日消印有効です。

#### ○お問い合わせ

町民税務課 町民G  
☎(84)1965 (直通)

### 後期高齢者医療保険料 の軽減割合が見直され ました

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険は、医療費の大半が、国や地方の負担、現役世代

の方の保険料でまかなわれています。後期高齢者医療保険を安定した制度とするため、保険料均等割額の軽減措置について、左記のとおり見直されました。

| 世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額                              | 令和3年度 |
|--|-------|
| 43万円+ {10万円× (給与所得者等の数-1)} 以下の世帯                     | 7割軽減  |
| 43万円+ {10万円× (給与所得者等の数-1)} + (28万5千円×世帯の被保険者数) 以下の世帯 | 5割軽減  |
| 43万円+ {10万円× (給与所得者等の数-1)} + (52万円×世帯の被保険者数) 以下の世帯   | 2割軽減  |

※収入が公的年金の方は、収入金額から公的年金控除（年金収入が330万円未満は110万円）を差し引き、さらに65歳以上の方は高齢者特別控除15万円を差引いて判定します。  
※給与所得者等の数とは一定の給与所得または、公的年金等の支給を受ける者  
※7.75割軽減は令和3年度から廃止になりました（7割軽減に統合）

### 6月は現況届の提出と 児童手当の支給月です

児童手当は、国内に住所があり、対象児童を養育している方に支給するものです。家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とした制度です。

○対象児童 中学校修了前まで

○支給額（月額）

- ・3歳未満  
15,000円（一律）
- ・3歳以上小学校修了前  
10,000円
- （第3子以降15,000円）
- ・中学校修了前  
10,000円（一律）
- ・所得制限以上  
5,000円（一律）

○支給月 6月・10月・2月に  
それぞれ前月分までを支給

#### ○現況届

児童手当を継続して受給するために、毎年6月中に児童の扶養を確認する現況届の提出が必要となります。

6月上旬に必要書類を受給者の方へ送付しますので、期日までに提出をお願いします。

#### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

#### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)